

公開見積合せ詳細

区 分		2025000123
件 名		児童・生徒用机の天板購入
物 品 ・ 数 量		天板（児童用・小学校）100枚、天板（生徒用・中学校）176枚
仕 様		別紙仕様書のとおり
納 入 場 所		発注者指定場所
納 入 期 限		令和7年9月12日
契 約 方 法		随意契約
案 件 担 当 課		教育政策総務課 担当者：松永（電話：直通 072-813-0070）
参加資格	営業種目	「事務関係」の「事務機器（スチール・木・家具）」又は「教材関係」の「教育用家具・用品・机・椅子」を希望していること。
	所在地区分	所在地は問いません
質疑、同等品申請期間		質疑、同等品申請がある場合は、各様式をダウンロードし、令和7年5月21日（水）正午までに下記の宛て先までEメールで提出すること。 ※ 同等品申請を行う場合は、納品しようとする物品について必ずカタログ等を添付すること。（郵送でも構いませんが、その場合は申請期間までに必着のこと。） メール標題「児童・生徒用机の天板購入の質疑・同等品について」 shitugi-nyusatu@city.neyagawa.osaka.jp
質疑、同等品申請回答日		令和7年5月23日(金)午後1時に掲載予定で、寝屋川市ホームページの「契約課掲示板」で公表する。
見積提出 (郵送・見積箱への投函・メール送付により提出)	年 月 日	令和7年6月2日（月）
	時 間	午後5時00分 ※ 必着
	提 出 先	〒572-8555 寝屋川市本町1番1号 寝屋川市 総務部 契約課 「児童・生徒用机の天板購入 見積書在中」と朱書きしてください。 メールによる場合は、件名を「児童・生徒用机の天板購入 見積」とし、PDF形式の見積書を下記メールアドレスまで送信してください。 keiyaku@city.neyagawa.osaka.jp
契 約 保 証 金		免除
支 払 方 法		納品・請求後30日以内に支払い。
契 約 書		寝屋川市が定める契約書
特 記 事 項		＊見積書には、物品毎の単価と、単価に数量を乗じた合計金額を記入してください。 ＊採用業者は、納入を予定する物品のカタログ・仕様書等を採用連絡後5日以内に契約課へ提出すること。提出後、担当課にて確認を行います。 ＊電子契約による契約締結を希望する場合は、採用者は採用決定後速やかに「電子契約システム利用届出書」を提出すること。また、採用決定の日から10日以内に、電子署名を行うこと。 ＊採用業者は採用連絡後、翌日より5日以内に寝屋川市暴力団排除条例に基づく「誓約書」の提出を求める場合があり、提出しないときは契約の締結は行わない。